

別紙 （参考）想定される質問への回答

問1 4月1日のシステム改修に際して、既に登録済みの住宅の情報を変更するなどの特別な手続きは必要か。

○特段の手続きは必要ありません。

既に登録済みの住宅の登録情報は、4月1日の改修後の新システムへ自動的に移行されます。

○ただし、4月1日以降に、変更届出書の作成を行う場合は、次の項目を新たに入力しないと情報の確定ができなくなりますので、「サービス付き高齢者向け住宅登録システム入力マニュアル」を参考に、入力をしてください。

- ①「2. 事業を行う者」のページの「Eメールアドレス」
- ②「6. 提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭」のページの「併設施設における提供の有無」「連携・協力事業所における提供の有無」

問2 3月31日までに入力した情報を確定して申請中だった場合は、4月1日以降に
入力をし直すなどの特別な手続きが必要か。

○必要ありません。4月1日の改修後の新システムに申請中の情報が自動的に移行されます。

○ただし、地方公共団体から申請内容の修正を指示された場合等は、次の項目を新たに
入力しないと再度の情報確定ができない状態となります。その場合は、「サービス
付き高齢者向け住宅登録システム入力マニュアル」を参考に入力をしてください。

①「2. 事業を行う者」のページの「Eメールアドレス」

②「6. 提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭」のペ
ージの「併設施設における提供の有無」「連携・協力事業所における提供の有無」

○なお、3月31日までに確定した情報のとおり登録が完了した後は、問1と同様の扱
いとなります。

問3 システム改修の前日（3月31日）までに、入力途中だった場合、4月1日以降にはじめから入力し直さないといけないのか。

○はじめから入力し直していただく必要はありません。

新システムへ移行する4月1日の時点で入力途中であった場合（情報を確定して申請していない場合）は、途中まで入力された情報が、4月1日に新システムへ自動的に移行されます。

○ただし、4月1日以降の新システムでは、以下の項目について新たに入力が必要となりますので、「サービス付き高齢者向け住宅登録システム入力マニュアル」を参考に入力をしてください。

- ①「2. 事業を行う者」のページの「Eメールアドレス」
- ②「6. 提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭」のページの「併設施設における提供の有無」「連携・協力事業所における提供の有無」